

盛岡市市税条例及び玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険税の所得割及び資産割の税率を改定するとともに、玉山区の介護分の均等割額及び平等割額を改定し、それに伴う軽減額も改定するものである。

2 改正内容

改 正 内 容				適用関係
○ 盛岡・都南地域の国保税率を次のように改正する。				平成19年度分から適用
			市税条例第142条関係	
	区 分	現 行	改 正 後	
医療分	所得割	8.75%	9.60%	
	資産割	28.00%	14.00%	
	均等割	26,400円	26,400円	
	平等割	29,300円	29,300円	
介護分	所得割	2.30%	2.40%	
	資産割	4.30%	2.10%	
	均等割	6,400円	6,400円	
	平等割	6,700円	6,700円	
○ 玉山区の国保税率を次のように改正する。				
			経過措置条例第8条関係	
	区 分	現 行	改 正 後	
医療分	所得割	7.10%	8.00%	
	資産割	40.00%	20.00%	
	均等割	25,000円	25,000円	
	平等割	30,000円	30,000円	
介護分	所得割	1.30	1.80%	
	資産割	4.00%	2.00%	
	均等割	6,000円	6,200円	
	平等割	5,000円	5,800円	
○ 玉山区の介護分の軽減額を次のように改正する。				
			経過措置条例第8条関係	
	区 分	現 行	改 正 後	
介護分	7割軽減	均等割	4,200円	4,340円
		平等割	3,500円	4,060円
	5割軽減	均等割	3,000円	3,100円
		平等割	2,500円	2,900円
	2割軽減	均等割	1,200円	1,240円
		平等割	1,000円	1,160円

3 施行期日

平成19年4月1日。